

議会運営委員会の概要

- 1 山形県議会会議規則の一部を改正する規則の制定に係る発議（案）について
- 2 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定に係る発議（案）について
 - ・ 議事調査課長から、資料「山形県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について（案）」及び「山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について（案）」により説明があり、了承された。
- 3 常任委員会発議の意見書（案）について
 - ・ 政策調査室長から、本日、常任委員会から発議される意見書（案）は、「地域公共交通の維持・充実のための財政支援の拡充を求める意見書（案）」の1件である旨の説明があり、了承された。
- 4 特別委員会発議の意見書（案）について
 - ・ 政策調査室長から、本日、特別委員会から発議される意見書（案）は、「大地震における広域避難への対応の強化を求める意見書（案）」など2件である旨の説明があり、了承された。
- 5 議員発議の意見書（案）について
 - ・ 政策調査室長から、女性・若者参画推進会議で取りまとめられ、本日、議員から発議される意見書（案）は、「オンライン本会議の実現及び産前産後の女性議員の表決権等の確保を求める意見書（案）」など2件である旨の説明があり、了承された。
- 6 3特別委員会の審査調査の終了について
 - ・ 政策調査室長から、3月14日の3特別委員会において審査調査の終了を決定した旨の報告があり、了承された。
 - ・ 併せて、本日の本会議において、各特別委員長からの調査終了報告の後、3特別委員会の廃止を諮ることが了承された。

7 議事日程第8号について

- ・議事調査課長から、資料「会議順序表」等により本日の日程の説明があり、了承された。

8 令和5年度議会政策提言について

- ・森田議長から、今年度の議会政策提言について、3月12日開催の政策提言会議において配付「令和5年度政策提言」のとおり決定され、本日の本会議終了後、知事に提言書を手交する旨の発言があった。

9 山形県議会議員旧姓等使用取扱要綱（案）について

- ・矢吹委員長から、旧姓等の使用については、資料「山形県議会議員旧姓等使用取扱要綱（案）」のとおり運用することが諮られ、了承された。

10 山形県議会女性・若者参画推進会議の廃止について

- ・矢吹委員長から、山形県議会女性・若者参画推進会議を廃止することが諮られ、了承された。

11 その他

(1) 執行部からの報告事項について

① 今後専決処分を必要とする事項について

- ・総務部長から、資料「今後専決処分を必要とする事項」により説明があり、了承された。

(2) その他

- ・なし。

<休憩 11時12分～11時13分> ※委員外議員（関議員）の挙手への対応のため

12 次回議運開催日時

- ・3月19日（火）午前10時と決定した。

13 本日の開議時刻

- ・本日の本会議の開議時刻は、議会運営委員会終了後直ちにと決定された。

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和6年3月18日（月）

午前 10 時

- 1 山形県議会会議規則の一部を改正する規則の制定に係る発議（案）について
- 2 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定に係る発議（案）について
- 3 常任委員会発議の意見書（案）について
- 4 特別委員会発議の意見書（案）について
- 5 議員発議の意見書（案）について
- 6 3特別委員会の審査調査の終了について
- 7 議事日程第8号について
- 8 令和5年度議会政策提言について
- 9 山形県議会議員旧姓等使用取扱要綱（案）について
- 10 山形県議会女性・若者参画推進会議の廃止について
- 11 その他
- 12 次回議運開催日時
3月19日（火）午前10時
- 13 本日の開議時刻

発議第 号

山形県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について（案）

山形県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県議会会議規則の一部を改正する規則

山形県議会会議規則（昭和62年3月県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第102条（資格決定の審査）」を「第102条（資格決定の審査）
第102条の2（資格決定の通知）」に、

「第17章 補則

「第17章 補則」を「第124条の2（電子情報処理組織による通知等）
第124条の3（電磁的記録による作成等）」に改める。

第2条中「その他の事故」を「、育児、介護その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定において、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

第8条第1項ただし書を削り、同条第2項を次のように改める。

2 議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、開議時刻を繰り上げることができる。ただし、出席議員の5分の1以上の者から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、開議時刻を繰り上げることができる。

第31条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第11章中第102条の次に次の1条を加える。

（資格決定の通知）

第102条の2 法第127条第3項の規定により準用される法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第104条中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第120条中「電子計算機」を「電子計算機（入出力装置を除く。）」に、「をいう」を「をいう。第124条の2第4項及び第124条の3において同じ」に改める。

第17章中第125条の前に次の2条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第124条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第19条、第40条第3項、第91条第1項、第92条第1項及び第120条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録に記録されている事項を議長が定める方法により表示したものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうち第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにお

いて同じ。)』とする。

(電磁的記録による作成等)

第124条の3 この規則の規定(第28条第1項(第85条において準用される場合を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

以上の議案を、地方自治法第109条第6項及び山形県議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和 年 月 日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 矢 吹 栄 修

提 案 理 由

議会運営の合理化を図る観点から、書面等を前提とする手続を電子情報処理組織等を使用する方法により行うことができるようにする等のため、提案するものである。

山形県議会会議規則（案）新旧対照表

現行	改正案
<p>目次 第1章～第10章 一略一 第11章 辞職及び資格の決定 第99条～第102条 一略一</p> <p>第17章 補則</p> <p>附則 一略一 （欠席の届出）</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、<u>出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>（会議時間）</p> <p>第8条 会議は、午前10時に開く。<u>ただし、議会の議決により、又は議長において必要があると認めて会議に宣告することにより、繰り上げることができる。</u></p> <p>2 <u>開議時刻の繰り上げの動議については、議長は、討論を用い</u> <u>ないで、会議に諮って決める。</u></p>	<p>目次 第1章～第10章 一略一 第11章 辞職及び資格の決定 第99条～第102条 一略一 <u>第102条の2 （資格決定の通知）</u></p> <p>第17章 補則 <u>第124条の2 （電子情報処理組織による通知等）</u> <u>第124条の3 （電磁的記録による作成等）</u></p> <p>附則 一略一 （欠席の届出）</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、<u>出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定において、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</u></p> <p>（会議時間）</p> <p>第8条 会議は、午前10時に開く。</p> <p>2 <u>議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、開議時刻を繰り上げることができる。ただし、出席議員の5分の1以上の者から異議があるときは、討論を用い</u> <u>ないで会議に諮って決める。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、開議時刻を繰り上げること</u> <u>ができる。</u></p>

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。
(開票及び投票の効力)

第 31 条 略
2・3 略

(携帯品)

第 104 条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(会議録の配付)

第 120 条 会議録は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもつて作成し、議員及び関係者に配布する。

4 会議の開始は、号鈴で報ずる。
(開票及び投票の効力)

第 31 条 略
2・3 略

4 投票の効力に係る法第 118 条第 6 項の規定による通知に
関し必要な事項は、議長が定める。
(資格決定の通知)

第 102 条の 2 法第 127 条第 3 項の規定により準用される法第
118 条第 6 項の規定による通知に
関し必要な事項は、議長が定める。
(携帯品)

第 104 条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(会議録の配付)

第 120 条 会議録は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。第 124 条の 2 第 4 項及び第 124 条の 3 において同じ。）をもつて作成し、議員及び関係者に配布する。

第十七章 補則

(電子情報処理組織による通知等)

第 124 条の 2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び
次条第 1 項において「議会等」という。）
に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第 6 項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理

組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条、第40条第3項、第91条第1項、第92条第1項及び第120条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子

情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第124条の3 この規則の規定（第28条第1項（第85条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

発議第 号

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について（案）

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例

山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第23条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第23条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第26条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上の議案を、地方自治法第109条第6項及び山形県議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和 年 月 日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 矢 吹 栄 修

提 案 理 由

議会運営の合理化を図る観点から、書面等を前提とする手続きの電子情報処理組織等を使用することにより行うことができるようにするため提案するものである。

山形県議会委員会条例（案）新旧対照表

現行	改正案
<p>目次 第1条～第22条 一略— 第23条（代理人又は<u>文書</u>による意見の陳述） 第23条の2～第27条 一略— 附則 一略— （意見を述べようとする者の申出） 第19条 一略—</p> <p>（代理人又は<u>文書</u>による意見の陳述） 第23条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書</u>で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>（記録） 第26条 一略— 2 一略—</p>	<p>目次 第1条～第22条 一略— 第23条（代理人又は<u>文書等</u>による意見の陳述） 第23条の2～第27条 一略— 附則 一略— （意見を述べようとする者の申出） 第19条 一略— <u>2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第23条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u> （代理人又は<u>文書等</u>による意見の陳述） 第23条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</u> （記録） 第26条 一略— 2 一略— <u>3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。</u></p>

意見書(案)

地域公共交通の維持・充実のための財政支援の拡充を求める意見書

鉄道やバス、タクシーなどの地域公共交通は、地域住民が日常生活を送るために欠かすことのできない重要な社会基盤である。そのため、国においては地域公共交通を維持するための財政支援制度を設けている。

しかし、人口の急激な減少や地域公共交通を担う運転者不足の深刻化等に伴い、民間事業者による運送サービスの提供継続が困難となる地域の増加が懸念される。

本県では、公共交通の空白地域において、移動手段を必要とする住民のために市町村が公共交通を担っているものの、その運営には、国の財政支援を受けてもなお多額の財政負担が生じており、財政基盤が脆弱な本県市町村においては大変厳しい状況にある。

また、本県と新潟県を結ぶJR米坂線は、令和4年8月の豪雨災害により運休が続いており、沿線地域の住民生活に重大な支障をきたしているが、その復旧には巨額の費用を要すると見込まれている。

地域公共交通は、特に高齢者や学生のような、自家用自動車を運転できない住民が自立した日常生活を送るために不可欠なものであるとともに、地域活性化に向けても重要なインフラであり、今後も維持されることが強く求められている。

よって、国においては、地域公共交通の維持・充実のため、必要な財政支援措置を拡充するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 あて
財務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

山形県議会議長 森 田 廣

以上、発議する。

令和 年 月 日

提出者 山形県議会総務常任委員長 能 登 淳 一

意見書(案)

大地震における広域避難への対応の強化を求める意見書

近年、令和6年能登半島地震をはじめとする大規模な地震が全国各地で発生しており、近い将来に発生すると予想されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震、南海トラフ地震、中部圏・近畿圏直下地震では、甚大な被害が想定されている。

このような中、国においては、中央防災会議を中心に、社会・経済への影響が大きいとされる各地震の被害想定の下、人的・物的被害を減少させるため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画等、地震ごとに防災対策を推進する基本計画等を策定し、防災・減災に向けた取組みを進めているところである。

また、本県では、大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定や近隣県との防災上の連携・協力に関する協定を締結し、災害対応の検証や協定等の見直しを実施し、災害への備えを強化している。

しかしながら、人口が集中する都市部等で大地震が発生した場合に、避難所の収容人数超過やインフラ復旧の遅れ等を理由に、都道府県の区域を越えた被災者の避難（以下「広域避難」という。）が多数行われ、大きな混乱が生じることが想定される。このため、国や地方自治体の具体的な対応の検討や広域での実践的な防災訓練の実施等、災害対応の実効性をより一層強化することが重要である。また、広域避難の受入れに要する避難所運営等の費用は、被災自治体からの広域応援の要請がない場合には原則として受入自治体の負担とされており、広域避難に係る国による財政支援の充実が求められている。

よって、国においては、大地震発生時の広域避難への対応を強化するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 大地震による広域避難について、避難者数や避難日数等の具体的な想定を行うとともに、国や都道府県等の役割を整理し、地震ごとの防災対策を推進する基本計画等に反映すること。
- 2 広域避難に対する移動支援や隣接する都道府県における受入対応等の調整を含む大地震を想定した合同防災訓練を実施すること。
- 3 自主避難を含む広域避難の受入れ等の被災者支援に取り組む地方自治体に対して必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣（防災）
あて

山形県議会議長 森田 廣

以上、発議する。

令和 年 月 日

提出者 山形県議会防災減災・持続可能な地域づくり対策特別委員長
梅津庸成

意見書(案)

不登校児童生徒に対する多様な学習機会の確保のための経済的支援制度
の確立を求める意見書

令和4年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で29万9,048人と10年連続で増加しており、本県においても前年度比519人増の2,073人と大幅に増加している。

こうした中、学校以外の場において多様な学習活動を提供するいわゆるフリースクール等の民間施設は、不登校児童生徒にとって社会的自立に向けた学びの場として重要な選択肢の一つとなっている。一方で、フリースクール等を利用するに当たっては、平成27年実施の文部科学省調査によると月額3万3千円程度の利用料が必要となり、経済的理由から通所を断念する事例も見受けられる。また、施設の設立や運営に対して経済的支援を行う自治体は一部にとどまっており、多くの施設は厳しい財政状況に置かれている。

よって、国においては、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(以下「教育機会確保法」という。)第3条第2号に明記されている基本理念にのっとり、自治体の財政状況や家庭の経済力など置かれた環境にかかわらず、不登校児童生徒の多様な学習機会を確保するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 教育機会確保法制定時の衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会の附帯決議のとおり、不登校児童生徒がフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対して、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政措置を講じること。
- 2 フリースクール等の民間施設の設立及び運営に対する補助金等の経済的支援制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
内閣府特命担当大臣
(こども政策) 　あて

山形県議会議長 森田 廣

以上、発議する。

令和 年 月 日

提出者 山形県議会子育て支援・生涯活躍対策特別委員長
阿部 ひとみ

意見書(案)

オンライン本会議の実現及び産前産後の女性議員の表決権等の確保を求める意見書

人口減少に伴う社会活力の低下が懸念される中、女性活躍推進の取組みが進められている。しかしながら、地方議会では、議員のなり手不足とあわせ、女性議員の割合が低い状況となっている。女性議員は妊娠や出産により、本会議への出席が困難な場合が想定され、産前産後期間における女性議員が本会議に出席することは、母子の健康や生命にかかわるため、望ましくない。こうしたことが、出産・育児と議員活動の両立を妨げることとなり、女性議員のなり手不足や女性活躍の障害となっている。

議会運営上、委員会については、条例改正や設備環境を整備した上で、オンラインにより出席することが可能となったが、本会議については、地方自治法では出席の要件として、現に議場にいることが必要と解されており、オンラインによる参加は出席とみなされない。

妊娠、出産に加えて、育児、介護等の事情や感染症等のまん延、災害発生等により本会議への出席が困難な場合においても、デジタル技術を活用しオンラインによる出席を可能とすることにより表決権等を行行使できるようにすることは、議会運営上大きなメリットになるものと考えられる。

一方で、本会議へのオンラインによる出席が実現した場合でも、出席が困難な事由のある議員、特に、妊娠中や出産後の女性議員については、体調や入院先の病院の設備環境等の事情により、オンラインによる出席が難しいことが想定されることから、代理表決や代理投票等の方法により表決権等を確保することが必要と考えられる。

よって、国においては、議会がその役割を十分に果たすことができるよう、下記の事項を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 本会議におけるオンラインによる出席が可能となるよう法整備を進めること。
- 2 本会議への出席要件の緩和や多様な投票方法等の検討など、女性議員が活躍しやすい環境整備に向けた国会における議論を進めるとともに、地方議会についても同様の環境が整うよう法整備を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
デジタル大臣
内閣府特命担当大臣
(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)

あて

山形県議会議長 森田 廣

以上、発議する。

令和 年 月 日

提 出 者
贊 成 者

榎 高 江 阿 鈴 伊 今 遠 柴
津 橋 口 部 木 藤 野 藤 田
博 啓 暢 恭 香 美 奈 寬 正
士 介 子 平 学 織 子 明 人

意見書(案)

主権者教育の一層の推進を求める意見書

地方議会は、投票率の低下、議員の性別や年齢構成の偏り、議員のなり手不足などの課題を抱えており、女性や若者など多様な人材の議会への参画を一層進めていくためには、議会の重要な役割について、将来の地方自治を担うこどもたちを含め広く住民に理解が得られるよう取り組んでいかなければならない。

このような中、令和5年に地方自治法が改正され、地方議会が地域の多様な民意を集約し、地方公共団体の重要な意思を決定すること、地方議会議員は住民の負託を受けて誠実にその職務を行うことなどが明文化され、地方議会に対する住民の関心を高め、理解を深める契機となっている。

国においては、地方自治体に対しアドバイザーを派遣する「主権者教育アドバイザー」制度を展開し、講演や出前授業により主権者教育の推進を図っている。

本県議会においては、若者が県議会を身近なものとして感じ、主権者として政治参加意識の醸成を図るため、「生徒・学生と県議会議員との意見交換会」や若者向け広報紙の発行などの取り組みを行っている。また、県・市町村選挙管理委員会においては、学校での出前講座等を実施し、主権者教育の取り組みを推進している。

しかしながら、主権者教育は学校をはじめ、家庭、地域など様々な場面で国民運動として取り組むべきものである。また、地方の財政状況により主権者教育の取り組みに差が生じることは望ましいことではなく、主権者教育の一層の推進を図るためには、十分な財源の確保が必要不可欠である。

よって、国においては、女性や若者など多様な人材の議会への参画推進を図るため、下記の事項を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 地方議会に対する関心を高め、理解を深める主権者教育を一層推進すること。
- 2 地方における主権者教育の取り組みに必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 　あて
財務大臣
文部科学大臣
内閣官房長官

山形県議会議長 森田 廣

以上、発議する。

令和 年 月 日

提出者 榎津博士
高橋啓介
賛成者 江口暢子

平学織子明人
恭香美寛正
部木藤野藤田
阿鈴伊今遠柴

会 議 順 序 表

[議事日程第8号]

令和6年3月18日(月)

会 議 ・ 議 事 順 序		採決方法												
1	○ 議会運営委員会 (議事日程第8号、その他)													
2	<p>< 開 議 ></p> ○ 議案上程 (議第92号及び議第93号の2件) ○ 関係常任委員長報告 文 教 公 安 常任委員長 厚 生 環 境 常任委員長 農 林 水 産 常任委員長 建 設 常任委員長 総 務 常任委員長 ○ 採決 (議第92号及び議第93号の2議案)	簡 易												
3	○ 山形県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について及び山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての発議案上程・採決 (発議第1号及び発議第2号の2件)	簡 易												
4	○ 防災減災・持続可能な地域づくり対策特別委員会の調査終了報告について ○ 子育て支援・生涯活躍対策特別委員会の調査終了報告について ○ 産業人材確保・生産性向上対策特別委員会の調査終了報告について													
5	○ 意見書案上程・採決 (発議第3号から発議第7号までの5件)	簡 易												
6	○ 防災減災・持続可能な地域づくり対策特別委員会の廃止について、子育て支援・生涯活躍対策特別委員会の廃止について及び産業人材確保・生産性向上対策特別委員会の廃止について上程・採決 < 散 会 >	簡 易												
7	○ 本会議終了後の日程 <table border="1" data-bbox="253 2004 1325 2190"> <thead> <tr> <th>時 刻</th> <th>委 員 会 等</th> <th>会 場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 会 議 終 了 後</td> <td>知事への政策提言</td> <td>議 場</td> </tr> <tr> <td>知事への政策提言終了後</td> <td>予 算 特 別 委 員 会</td> <td>予 算 特 別 委 員 会 室</td> </tr> <tr> <td>予 算 特 別 委 員 会 終 了 後</td> <td>各 常 任 委 員 会</td> <td>各 委 員 会 室</td> </tr> </tbody> </table>	時 刻	委 員 会 等	会 場	本 会 議 終 了 後	知事への政策提言	議 場	知事への政策提言終了後	予 算 特 別 委 員 会	予 算 特 別 委 員 会 室	予 算 特 別 委 員 会 終 了 後	各 常 任 委 員 会	各 委 員 会 室	
時 刻	委 員 会 等	会 場												
本 会 議 終 了 後	知事への政策提言	議 場												
知事への政策提言終了後	予 算 特 別 委 員 会	予 算 特 別 委 員 会 室												
予 算 特 別 委 員 会 終 了 後	各 常 任 委 員 会	各 委 員 会 室												

議 事 日 程 （ 第 8 号 ）

令和6年3月18日（月） 午前10時開議

- 第 1 議第92号 令和5年度山形県一般会計補正予算（第8号）
- 第 2 議第93号 令和5年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 3 発議第1号 山形県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 4 発議第2号 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 防災減災・持続可能な地域づくり対策特別委員会の調査終了報告について
- 第 6 子育て支援・生涯活躍対策特別委員会の調査終了報告について
- 第 7 産業人材確保・生産性向上対策特別委員会の調査終了報告について
- 第 8 発議第3号 地域公共交通の維持・充実のための財政支援の拡充を求める意見書
- 第 9 発議第4号 大地震における広域避難への対応の強化を求める意見書
- 第 10 発議第5号 不登校児童生徒に対する多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書
- 第 11 発議第6号 オンライン本会議の実現及び産前産後の女性議員の表決権等の確保を求める意見書
- 第 12 発議第7号 主権者教育の一層の推進を求める意見書
- 第 13 防災減災・持続可能な地域づくり対策特別委員会の廃止について
- 第 14 子育て支援・生涯活躍対策特別委員会の廃止について
- 第 15 産業人材確保・生産性向上対策特別委員会の廃止について

山形県議会議員旧姓等使用取扱要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、山形県議会議員（以下「議員」という。）が旧姓又は通称（以下「旧姓等」という。）を議会活動に使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 旧姓 婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により、氏を改めた者の婚姻等の前の戸籍上の氏をいう。
- (2) 通称 公職選挙法施行令第89条第5項において準用する第88条第8項の規定による本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいう。

（承認）

第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、別表に掲げる事項を除き、旧姓等を使用することができるものとする。

（承認の申請）

第4条 議員は、前条の承認を受けようとするときは、旧姓等使用承認申請書（様式第1号）を議長に提出しなければならない。

（承認の通知）

第5条 議長は、旧姓等の使用を承認したときは、旧姓等使用承認通知書（様式第2号）により、当該議員に通知するものとする。

（中止届）

第6条 議員は、旧姓等の使用を中止しようとするときは、旧姓等使用中止届（様式第3号）を議長に提出しなければならない。

（報告）

第7条 議長は、旧姓等の使用を承認したとき又は旧姓等使用中止届を受理したときは、議会運営委員会に報告するものとする。

（責務）

第8条 議員は、旧姓等の使用に当たり、議員活動及びその関連する事務処理に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。

（一般選挙後の特例）

第9条 一般選挙後において議長が選出されていないときは、第3条から第7条までの規定中「議長」とあるのは「議会事務局長」と、第7条の規定中「議会運営委員会」とあるのは「世話人会」と読み替えるものとする。

(疑義の決定)

第10条 この要綱の疑義は、議長が決するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

- 1 履歴に関する届出書類
- 2 身分に関する証明書類
- 3 辞職願
- 4 議員報酬、期末手当等の支給に関する書類
- 5 源泉徴収票の名義
- 6 団体傷害補償制度加入申請書
- 7 健康診断関係書類
- 8 海外渡航関係書類
- 9 都道府県議会議員共済会に関する各種届出書
- 10 在職証明書等各種証明書
- 11 叙勲等表彰の申請書類
- 12 その他、旧姓等の使用によって、実務上の混乱が生ずるおそれがあると議長が判断するもの

様式第1号（第4条関係）

旧 姓 等 使 用 承 認 申 請 書

年 月 日

山形県議会議長・山形県議会事務局長 殿

(ふりがな)
議員氏名

山形県議会議員旧姓等使用取扱要綱に基づき、下記のとおり旧姓・通称を使用したいので、申請します。

記

1 使用する旧姓・通称
ふりがな

※以下、旧姓使用の場合のみ記載すること。

2 改姓した年月日 年 月 日

※必要に応じて、不要な部分を削除すること。

様式第2号（第5条関係）

旧 姓 等 使 用 承 認 通 知 書

年 月 日

殿

山形県議会議長・山形県議会事務局長

年 月 日付けで申請のありました旧姓・通称の使用については、下記のとおり承認したので通知します。

記

ふりがな
承認した旧姓・通称

※必要に応じて、不要な部分を削除すること。

様式第3号（第6条関係）

旧 姓 等 使 用 中 止 届

年 月 日

山形県議会議長・山形県議会事務局長 殿

議員氏名

山形県議会議員旧姓等使用取扱要綱に基づき、下記のとおり旧姓・通称の使用を中止したので、届けます。

記

- 1 使用を中止する旧姓・通称
- 2 使用を中止する事由

※必要に応じて、不要な部分を削除すること。

(令和6年3月18日議会運営委員会資料)

今後専決処分を必要とする事項

1 予算案件（1件）

- 令和5年度山形県一般会計補正予算（第9号）

2 条例案件（1件）

- 山形県県税条例の一部を改正する条例の制定について